

平成25年度病害虫発生予察注意報第2号

平成25年7月2日
愛知 県

作物名：イネ
病害虫名：斑点米カメムシ類

- 1 発生地域 県内全域
- 2 発生程度 多い
- 3 注意報発令の根拠
 - (1) 6月下旬の県内83ほ場の巡回調査の結果、水田内でアカスジカスミカメなどの斑点米カメムシ類の生息を確認しており、畦畔雑草の捕虫網20回すくい取りでは、13.5頭／ほ場（平年 5.8頭／ほ場）と、過去10年で最も多い捕獲数であった。
 - (2) 近年発生が問題となっているミナミアオカメムシの成育が昨年より早く、6月下旬にすでに成虫になっているのを確認した。
 - (3) 県内各地に設置している予察灯への誘殺数が平年よりやや多く推移している。
- 4 防除上注意すべき事項
 - (1) 水田内で穂をつけたヒエ類は、斑点米カメムシ類の発生を助長するので除去する。
 - (2) 斑点米カメムシ類は水田周辺の畦畔や土手などのイネ科雑草などで増殖するため、雑草の除去を徹底する。ただし、出穂間際又は出穂後の除草は斑点米カメムシ類を水田に追い込むことになるので控える。
 - (3) ムギ収穫後のほ場内のタデ類などの雑草は、ミナミアオカメムシの生息場所となるので速やかに除去する。
 - (4) 周辺の水田よりも出穂の早いほ場では、斑点米カメムシ類が集中して飛来することがあるので、特に注意する。
 - (5) 畦畔や水田内で斑点米カメムシ類を確認した場合、下表を参考に、穂揃期に薬剤による防除を実施する。その後も発生が多い場合は、7～10日後に再度防除を行う。
 - (6) ミナミアオカメムシの防除は、スタークル液剤10、スタークル／アルバリン粒剤、ダントツ粒剤、キラップフロアブル、キラップ粒剤などの効果が高いことから、ほ場での発生を確認した場合、これらの薬剤を用いて防除する。
 - (7) 農薬はラベルの表示事項を守り使用する。
 - (8) 農薬の散布に当たっては、他の作物への飛散防止に努める。

表 斑点米カメムシ類に対する主な防除薬剤

薬 剤 名	使用時期	希釈倍数・使用量	使用回数
トレボン乳剤	収穫21日前まで	2,000倍	3回以内
キラップフロアブル	収穫14日前まで	1,000～2,000倍	2回以内
スタークル液剤10	収穫7日前まで	1,000倍	3回以内
キラップ粒剤	収穫14日前まで	3 kg/10 a	2回以内
ダントツ粒剤	収穫7日前まで	3～4 kg/10 a	3回以内
スタークル／アルバリン粒剤	収穫7日前まで	3 kg/10 a	3回以内
スタークル豆つぶ	収穫7日前まで	250g/10 a	3回以内
スタークル／アルバリン粉剤DL	収穫7日前まで	3 kg/10 a	3回以内
アドマイヤー粉剤DL	収穫7日前まで	4 kg/10 a	2回以内

注：使用回数には、同一有効成分を含む剤の使用回数を含む。

- 5 連絡先
愛知県農業総合試験場環境基盤研究部病害虫防除室
電話 0561-62-0085 内線471